

# 会議結果報告書

平成29年5月29日

会議の名称	志木市情報公開・個人情報保護審議会委嘱状交付式及び 平成29年度第1回会議
開催日時	平成29年5月8日(月) 15時30分～16時30分
開催場所	市役所 4階 第三委員会室
出席委員	竹前栄二委員(会長)、大貫結子委員(会長職務代理)、 西川和人委員、山崎誠司委員、武藤貴洋委員、爲井俊充委員、 鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、長田義明委員、清水賢三委員 (計10人)
欠席委員	(計0人)
説明員職氏名	(総務課)根岸主査、明石主事 (健康増進センター)金澤所長、杉田主幹、飯田主査 (計5人)
議題	1 委嘱状交付 2 会長の選出について 3 志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要及び関係例規について 4 報告事項 ・平成28年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告 ・育児サポート事業業務の外部委託及びおっばいケア訪問事業業務の外部委託の経過報告について(健康増進センター) 5 その他
結果	・委員に委嘱状を交付した。 ・委員の互選により、竹前栄二委員が会長に選任された。 ・会長職務代理に大貫結子委員が指名された。 ・育児サポート事業業務の外部委託及びおっばいケア訪問事業業務の外部委託の経過報告について、報告が承認された。

	(傍聴者 0人)														
事務局職員	尾崎部長、菊池課長、根岸主査、明石主事														
審議内容の記録（審議経過、結論等）															
<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川市長より委嘱状を交付した。</li> </ul> <p>3 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川市長あいさつ</li> </ul> <p>4 自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員及び事務局職員自己紹介</li> </ul> <p>5 会長及び会長職務代理の選出</p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>条例第6条第1項の規定に基づき、互選により竹前栄二委員が会長に選任された。</p> <p>(2) 会長職務代理の選出について</p> <p>条例第6条第1項の規定に基づき、大貫結子委員が会長職務代理に指名された。</p> <p>(3) 志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要及び関係例規について</p> <p>事務局から新任委員向けに志木市情報公開・個人情報保護審議会の概要や、情報公開・個人情報保護制度の違い等について説明を行った。</p> <p>(4) 【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</li> </ul> <p>&lt;説明員&gt;</p> <p>平成28年度の運用状況の概要を以下のとおり説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書公開請求処理状況</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>受理</th> <th>対象情報</th> <th>公開</th> <th>部分公開</th> <th>非公開(内不存在)</th> <th>存否拒否</th> <th>取下げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40件</td> <td>98件</td> <td>41件</td> <td>34件</td> <td>13件(13件)</td> <td>0件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱事務登録状況…711件</li> <li>・個人情報ファイル登録状況…556件</li> </ul>		受理	対象情報	公開	部分公開	非公開(内不存在)	存否拒否	取下げ	40件	98件	41件	34件	13件(13件)	0件	10件
受理	対象情報	公開	部分公開	非公開(内不存在)	存否拒否	取下げ									
40件	98件	41件	34件	13件(13件)	0件	10件									

・個人情報開示請求処理状況

受理	対象情報	開示	部分開示	不開示(内不存在)	存否拒否	取下げ
10件	16件	2件	14件	0件(0件)	0件	0件

・情報公開・個人情報保護審査会開催状況

開催回数…0回、諮問件数(不服申立)…0件

・情報公開・個人情報保護審議会開催状況

開催回数…3回、諮問件数…8件

<質疑応答>

委員) 個人情報開示請求の開示2件というのはどのような内容か。

事務局) 介護認定に関する情報である。

委員) 過去5年分の状況を見ると、平成27年度の公文書公開の対象情報が多いが、なぜか。

事務局) 平成27年度は、保険に関する公文書公開請求の対象情報が大量にあったためである。

・育児サポート事業業務の外部委託及びおっぱいケア訪問事業業務の外部委託

【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】(健康増進センター)(報告)

育児サポート事業業務の外部委託及びおっぱいケア訪問事業業務の外部委託は、前回の審議会で「個人と委託契約を結ぶ手法に問題があるため、契約形態を見直し、結果を審議会へ報告してほしい。」という答申を受けたため、報告するものである。

(おっぱいケア訪問事業業務について報告)

<説明員>

おっぱいケア訪問事業は、産後90日以内の授乳やおっぱいに心配がある産婦を対象に助産師が訪問し、授乳やおっぱいのケアや指導を行う事業である。

前回の審議会の際、個人との委託契約はできないとの指摘を受け、個人事業所として開業している助産院と契約し、平成29年4月から事業を実施している。

主に取り扱う個人情報は、母子の氏名、住所、電話番号、生年月日等である。事業の流れは、母親が電話で申込みを行い、その際、健康増進センターの保健師が母子の状態を確認する。その結果、当該事業が必要と判断した場合、保健師が訪問し申請書を母親に記載してもらうことになっている。

その後、助産師が訪問する。緊急を要する場合は、当日に申請書を書いていただく。

生活保護受給者又は中国残留孤児以外の方は、自己負担500円で、事業実施を行っている。

<質疑応答>

委員)助産師の人数は何人か。

説明員)5人である。

委員)電算処理ではなく、紙面のみの管理であるか。

説明員)紙面のみの管理である。

委員)助産師へ渡すのはコピー等のみの扱いか。

説明員)コピー等で渡して全て回収する。

(育児サポート事業業務の報告)

<説明員>

産後90日の母親で実家や夫等からの育児協力を受けることができず、母親自体に心身の不調があり、育児が困難な母親を対象に、状況に合わせてヘルパー、保育士、助産師の訪問による育児サポートを行う事業である。

ヘルパーは社会福祉協議会、保育士は産後ケア事業で派遣を行っている事業所、助産師はおっぱいケアと同様、助産院を開業している助産師への委託を検討している。当該事業は6月から実施を予定している。

当該事業の流れは、母親から子育ての相談があった場合、担当地区の保健師が産婦宅を訪問し、母親の心身状態や乳児の状態、育児サポートの状態等を確認し、その結果を基にケア会議を行う。会議の結果、育児サポートが必要と判断された家庭に支援を実施する。

ヘルパーの支援は家事の援助で、食事の準備片づけ、買い物、洗濯、掃除などである。

保育士の支援は、新生児及びその兄弟の世話、体調不良の方に対する産後検診への同行、子育ての相談等である。

助産師の支援は乳児の世話で、子育てや産婦の体調等の相談、指導を行う予定である。

どの事業も1時間500円、助産師は1回当たり500円の予定である。

<質疑応答>

委員)おっぱいケア訪問事業と同じように、申請書に記載してもらうのか。

説明員)保健師が産婦宅を訪問した際に記載してもらう。

委員)おっぱいケア訪問事業と同様、紙媒体のみで最後に回収という形か。

説明員)そのとおりである。

委員)対象は住民票登録者か。

説明員)そのとおりである。

委員)紙媒体に限るなら、契約特記仕様書に記載されているデータ関係の部分は削ることが可能である。省ける部分は省いた方がいい。

説明員)調査は市の職員が行い、そのデータを紙媒体で委託先へ渡し、実際にケアを行った後、紙媒体を市で回収するという流れのため、情報をどこからか集めてくるわけではない。

(その他)

事務局)次回審議会の開催は、9月28日(木)午後で開催予定である。

5 閉 会